

静岡県公立大学法人オープンアクセス方針

令和6年10月1日制定

(趣旨)

第1 静岡県公立大学法人(以下「本法人」という。)は、静岡県の最高学府としての自覚を持ち、独創性豊かで高い学術性を備え、国際的な評価に耐え得る研究の推進を目標とし、社会を支える知の拠点として、地域社会の課題解決をはじめ、地域産業の高度化、さらには新産業の創出等に資する研究に積極的に取り組むこととしている。それを遂行していくにあたり、本法人の研究成果を国内外に広く還元するとともに、大学の知的資源を広く社会に発信することを目的として、オープンアクセスに関する方針を定める。

(研究成果の公開)

第2 本法人は、出版社、学会、学内部局等が発行した学術雑誌に掲載された本法人教職員の研究成果(以下「研究成果」という。)を、本法人において運用する学術機関リポジトリ「静岡県立大学・短期大学部機関リポジトリ」(以下「リポジトリ」という。)、又はその他当該研究成果の著者が選択する方法によって公開する。ただし、研究成果の著作権は本法人には移転しない。

(適用の例外)

第3 著作権等の理由で研究成果の公開が不相当であるとの申し出が本法人教職員からあった場合、本法人は当該研究成果について本方針の適用を免除する、又は公開を猶予する。

(適用の不遡及)

第4 本方針施行以前に出版された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。

(電子データの提出とリポジトリへの登録)

第5 本法人教職員は、リポジトリで研究成果を公開する場合、出版社等の許諾により可能な場合は出版社版を、著者版の公開のみ許諾されている場合は著者最終稿等を、できるだけすみやかに本法人に無償で提供する。リポジトリへの登録・公開、公開後のデータ利用等、リポジトリに関わる事項は、「静岡県立大学学術機関リポジトリ運用指針」に基づき取り扱う。

(検証)

第6 本学は、本方針が趣旨に沿って有効に機能しているか定期的に検証する。

(本方針の改訂)

第7 本方針の内容は、前条の検証の結果及び国内外のオープンアクセスに関する動向を踏まえて、必要に応じて改訂する。

(その他)

第8 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。